

鹿角市告示第 14 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、告示する。

平成 31 年 3 月 1 日

鹿角市長 児 玉 一

1. 委託した事務

コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料収納事務

2. 委託の相手方

東京都千代田区一番町 25 番地

地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦

3. 委託期間

平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで